

学生と保護者の皆様へ 新型コロナウイルス感染症に関する学長メッセージその8

今年は梅雨明けが遅く、夏空が待たれる毎日ですが、本学学生の皆さん、保護者の皆様、如何お過ごしでしょうか。

前回、7月10日から7月29日までの本学の方針についてご説明してから、3週間の間に新型コロナウイルス感染症を巡る環境は、また大きく変化しました。

一つは、全国的に再び新規感染者が増えていることです。20~30歳代の若い人たちの感染が主体で、その多くは軽症であるとされているためか、「Go To キャンペーン」も22日から東京都を除外する形で始まりました。検査をしないままで、大都市圏から地方に人が移動すれば、ほとんど無症候の若い感染者から地方に感染が拡大するのは当然予想されることです。

もう一つは、すでに本学のホームページにご報告している通り、本学においてもPCR陽性者が確認されたことです。幸い、本人から感染した可能性があるという段階で速やかに申し出をいただけましたので、迅速な対応ができたと思います。学内外に濃厚接触者はなく、本人もすでに退院でき、安堵しています。

新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザ並みで、大した疾患ではないという意見が依然ありますが、誤っています。未だ効果的な治療法や予防ワクチンもなく、感染して重症化すれば、3~5%の患者さんが死亡するという状況には変わりはありません。

このような状況でも、経済活動は維持しながら、新型コロナウイルスに感染しない、あるいは感染を拡大させないという生活を徹底する他、私たちに取れる方策はありません。私たちにできることは、今こそ感染防御対策をしっかりと続けることです。具体的には、飲食の時以外は常にマスクをつけていること、ウイルスに触れているかもしれない手で、口や鼻に触らないこと、会食やカラオケを避けることです。国や自治体からは、密閉・密集・密接を避けること、2メートルの社会的距離を保つこと、不要不急の外出を控えることなどが求められていますが、最後は口と鼻から新型コロナウイルスを侵入させないことに尽きます。これから夏季休暇に入りますので、帰省や旅行を計画している皆さんも多いことでしょうが、これだけは守りましょう。

本学では7月28日に危機管理対策委員会を開催し、今後の方針を決定しました。今回の方針の有効期間は7月30日から8月26日までの4週間とします。この期間内でも、状況の変化に迅速に対応できるよう、隨時委員会を開催して方針を見直しますので、大学からの情報をよく確認していただくようお願い致します。

1) 感染防御のための基本的な注意事項について

最も重要なポイントですから、以前からの内容を繰り返します。

本学では行動経済学の視点から、感染防御のために特に重要な項目を次の3つに整理しています。

- (1) 会食・カラオケを避ける
- (2) 常にマスクを装着し、口と鼻に触れない
- (3) 健康状態の観察と行動の記録を続ける

このような感染防御対策を、新型コロナウイルス感染症は終息したと宣言できる日まで
続けなければなりません。

本学は、学生の皆さんにも教職員にも、感染拡大の恐れがある地域との往来は自粛をお願いし、やむを得ず移動した場合には本学に直接戻らず、「14日ルール」として、14日間の自宅待機と健康チェックをしていただいてきました。7月10日からは、「感染拡大の恐れがある地域」として、東京都とその周辺の神奈川県、埼玉県、千葉県を指定してきましたが、7月30日からも、この制限を緩和できる状況にはなく、むしろ強化しなければなりません。

「感染拡大の恐れがある地域」への移動は引き続き自粛してください。やむを得ず移動する場合は、「14日ルール」を適用します。「感染拡大の恐れがある地域」を指定するためには基準が必要ですが、厚生労働省が6月に都道府県に示した目安には、「人口10万人当たりの新たな患者数が直近の1週間で2.5人以上」とありますので、本学でもこれを採用することにします。7月28日までのデータでは、東京都(12.89)、大阪府(10.09)、福岡県(8.27)、愛知県(7.52)、宮崎県(6.90)、沖縄県(5.23)、熊本県(4.81)、京都府(4.72)、埼玉県(4.31)、和歌山県(4.11)、奈良県(3.91)、兵庫県(3.77)、岐阜県(3.57)、鹿児島県(3.56)、千葉県(3.02)、静岡県(2.85)、滋賀県(2.83)、神奈川県(2.69)の1都2府15県が該当しています。これらの「感染拡大の恐れがある地域」を最終目的地とする移動は自粛してください。それ以外の地域との往来は「慎重に対応」してください。海外渡航は引き続き禁止です。

また、本学では厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を利用することとしました。感染拡大の防止に繋がることが期待されていますので、学生の皆さんも登録をお願いします。

2) 授業について

繰り返しお知らせしている通り、前期の授業はすべてメディアを利用して実施しました。後期も、講義科目は原則としてメディアを利用しますが、実習・演習科目は対面式で実施します。また、これまで一度も来学していただけていない1年生の皆さんには、後期が始まる前に対面式のオリエンテーションを準備しています。

後期に実習や演習を安全に実施するために、入室時の個人防護装備(PPE)の確認、非接触型の体温測定、教室の換気、PPE使用法のオリエンテーション等を含む「受講のための

ガイドライン」を策定し、後期の授業開始に備えています。

現在、「感染拡大の恐れがある地域」に滞在している皆さんには、後期の授業開始に備えて、2週間前までに新潟に来る準備を始めてください。学生寮に入る予定の皆さんには、現在、安全に入寮できる方法を検討していますので、大学からの連絡を待ってください。

学生の皆さんの大内構内への立ち入りは、6月19日から「届出制」としてきました。これからは定期試験と夏季休暇に入りますので、引き続き「届出制」を維持します。入構する際は、必ず学生課で受付をして、感染防御対策を講じた上で、健康状態のチェックと非接触型の体温測定を受けてください。図書館のみを利用される皆さんには、図書館で同様の受付をします。学内では身分証を身につけ、学生課から指定された動線に従い、入構目的に応じて指定された施設のみを利用してください。万一、入構後に体調不良が生じた場合は、医務室に連絡し、指示に従ってください。

学外実習は、感染拡大の恐れがある地域に今も滞在する学生の皆さんの中の復帰状況を考慮して、不公平が生じないように配慮した上で、再開しています。

3) サークル活動などについて

サークル活動やボランティア活動は、再開のためのガイドラインに従い、顧問の教員や学生課の指示の下に再開しています。

強化指定クラブの皆さんには、活動計画書に基づきチーム練習に移行しています。監督・コーチの指示に従い、学内施設を利用する場合には、身分証を身につけ、感染防御対策を講じた上で行動してください。

学生、大学院生の皆さんには、感染リスクが高いアルバイト活動は引き続き「自粛」をお願いします。夜間の居酒屋など、飲食を伴う場所でのアルバイト活動は、感染リスクが特に高いと考えられるので、やむを得ない場合は、感染防御対策を徹底して対応してください。

4) 本学の学生支援について

本学ホームページには、学生支援機構を始めとする各種の奨学金制度を紹介しています。また、学費の延納や分納のご相談にもお答えしています。

自宅でのインターネット環境が整っていない、あるいは不調という皆さんには、大学内で指定の教室を利用できますので、事前に学生課に申し込んでください。学習支援センターでは、学習に関する相談や各種科目のセミナー、定期試験に向けた基礎セミナー等を用意しています。全てオンラインで受講できますので、学習支援センターに申し込んでください。就職に関する相談、模擬面接の練習、教員採用試験に関する相談も、全てオンラインでできるようになっています。事前に届出をしていただければ、大学内で直接指導を受けることができます。心配事や精神的な悩み事がある場合は、精神科医師と臨床心理士による個別相談をオンラインで受けることができますので、医務室に相談してください。必要があれば、直接面談もできます。図書館は利用制限がありますが、郵送による図書の貸し出しを行っています。

この他にも相談や質問がありましたら、遠慮なく各学科の教員か学生課に連絡してください。

5) 大学院生の皆さんへ

大学院生の皆さん的研究活動は、すでに再開していただいている。皆さんのお構につきましては、これまで通りの手続きを続けてください。

学生の皆さんにはこれまで大変な不自由、ご不便をお掛けしてきましたが、新型コロナウイルス感染症がこれからさらに拡大することは避けられない状況になっています。「感染拡大の恐れのある地域」との往来の自粛や「14日ルール」の適用などは、国や県の方針よりも厳しいものとなっていますが、全ては学生の皆さん的安全を第一に考えた結果です。皆さんのご理解とご協力を今後も宜しくお願い致します。

また、保護者の皆様には、本学の現状をご理解いただきまして、学生教育に今後も変わらぬご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2020年7月29日

新潟医療福祉大学学長 西澤 正豊